

子どもと大人の合同ワークショップ

小学校6年生と大人が「子どもの権利」について対話するワークショップ形式の対話の場です。子どもの権利条例を深く理解してもらい、普及するために、毎年開催しています。

☆子どもと大人の合同ワークショップ

小学校へ出向き、授業時間を割いてもらっています。クラスごとに行い、時間は45分の1時限。45分で、子ども達にどこまで理解してもらえるか！心に残るかを考えて、ワークショップ形式としています。

子どもの権利推進委員のみなさんが、グループファシリテーターとなり、子ども達と「子どもの権利」について、対話します。

☆まずは、子どもの意見を傾聴する

アイスブレイク後の15分ほどが対話の時間ですが、大人が先に話をしてしまうと子ども達は言いたい事を自由に言えなくなってしまう恐れが大きいのですよね。まずは、大人は、子どもの話を傾聴するように心がけてもらっています。

しかし、ただ、子ども話を聴くだけでは、対話にはなりません。

子どもの話を聞いて、大人の考えていることを話します。「きっと、お母さんはこう思っているんだと思うよ」「先生方は、こう考えているんだって」など、子どもの周りにいる大人の気持ちを代弁します。

☆子どもたちの反応は？

子どもにとって第3者のさっきまで知らなかった大人が、子ども達と対等に、そして、大人の考えていることを教えてくれる…。これは、子ども達にとって、初めての経験で刺激的なようです。そして、優しく、時にはおもしろく話してくれるので、さらに対話が盛り上がります。

アンケートにも、「〇〇さんが、とっても優しく教えてくれた」「〇〇さんと話せて、楽しかった」など、知らない大人と話す機会が減っている子ども達には、とても素敵な経験になったようです。

もちろん、子どもにもちゃんと、権利があるということも知ってもらえました。

*子どもの権利推進委員さんも、毎年、参加して下さる方が初参加の方をさりげなくリードして下さって、大人のチームワークもできてきています。子どもの権利、と言いつつ、大人も人権について、改めて認識する機会になっているようです。

さらに、子ども達が怖がらずに(笑)話ができるように、ファシリテートして下さっています。みなさん、スキルアップしていらっしゃるのも、ありがたいことだと思っています。

子ども条例について (正式な名前は「幸田町子どもの権利に関する条例」と言います。)

1. 子ども権利条約と子ども権利条例?

(1) 子ども権利条約
 国連で1989年に採択されました。日本は1994年に批准しました。
 (国連がひびくというの、日本が世界の国々や国連などと一緒にルールを守っていくことです。)

【子どもの権利4つの原則】
 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利

【制定の経緯】
 世界中をみると、人権が守られていない子どもも、たくさんいます。大人は、子どもを一人の人間として認めることが求められています。でも、子どもは成長していくので、特別な配慮や保護も必要なんだ。世界の中には、小学校にも行けずに働いている子どもや、兵士にされる子どももいるんだ。

子どもは社会の宝物。みんなが育てていこう！というこま協議が各館に呼びかけられたんだ。

(2) 子ども基本法
 日本の国は、2023年にこども家庭庁ができることと子ども基本法が施行されています。
 子どもは年齢ではなく「心身の発達過程にある者」としています。

【基本理念】
 1.子どもには基本的な人格があり、保護されること
 2.適切な養育、生活の保障、愛され保護されること、教育の機会が平等にあること
 3.意見表明と参加する権利が保障されていること
 4.意思の尊重、最善の利益を考慮すること
 5.こどもが心身に開かれた環境で育つこと
 6.子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を創出すること
 ※子どもに関することは、子どもの意見を聞くことが義務付けられました。

(3) 子ども権利条例
 【子どもにとって大切な7つの権利】
 1.安心して生きる権利
 2.自分らしく生きる権利
 3.学びの権利
 4.遊びの権利
 5.とらえどころのない権利
 6.自分を守り、守られる権利
 7.参加する権利

【7つの大切な権利の経緯】
 権利が7つになっているのは、幸田町の子どもたちが幸せに育っていくために、特に必要と思われる権利を書きだしたからなんだ。そして、大人にも大切なことだと分かってもらえるようにね。

幸田町では、2011年に条例ができました。幸田町の子どもたちが「自分の力で未来を切り開いていく」のを大人は、応援したい。大人は力を合わせていこう！子どもが幸せなまちは、大人も幸せに暮らせるんだ。